秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

平成１５年３月１１日
秋田県条例第２４号

秋田県は、世界遺産の白神山地、名山が連なる奥羽山脈、秀麗な鳥海山など緑濃い山々に囲まれ、これらを水源とする米代川、雄物川、子吉川などの河川が肥よくな平野を潤しながら日本海に達しているなど、豊かで美しい自然を擁している。また、豊潤な水をたたえる十和田湖や田沢湖などの美しい湖沼、県民の生活を支える広大な田園、四季を彩る多様な森林などの水と緑が織り成す悠久の自然と人々の生活とが一体となって、秋田の自然と風土が形づくられてきた。これらは、私たちに心のよりどころと安らぎを与え、ふるさとの文化をはぐくむなど、先人が守り育て、伝えてきてくれた貴重な財産であるとともに、未来からの預かりものである。近年の飛躍的な社会経済の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、水辺では蛍やめだかなどの生物が少なくなり、子供たちが気軽に遊べる小川や山野が減少するなど、私たちの周りから、ふるさとの風景が失われてきている。今こそ、私たちは、人々が安らぎとゆとりを持って自然と共生できるように、豊かな水と緑に包まれたふるさと秋田を創造するための活動に取り組まなければならない。ここに、愛着と誇りを持てる郷土の美しい山々や川、海などを守り、創造し、これを次の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本指針を定め、並びに県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を明らかにするとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ふるさとの森と川と海の保全及び創造　森林では地域の特性に応じた多様な植生を確保し、河川では豊富で清らかな水流を保ち、海岸では美しい砂浜や魚介類が生息する磯を維持し、これらと人との豊かな触れ合いを促進するなど、森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。

二　森林、河川、海岸等　森林、河川、海岸、湖沼、ため池、農業用用排水路その他生活空間に存する緑地をいう。

（基本指針）

第３条　ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本的な指針として行なければならない。

一　森林、河川、海岸等が農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化に密接に関与していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造の意義が将来にわたって県民に深く理解されること。

二　県民のふるさとの森と川と海の保全及び創造のための活動が、主体的かつ継続的に行われるとともに、県、県民、事業者及び森林の所有者の連携協力が図られること。

三　県が施策を実施し、並びに事業者及び森林の所有者が事業活動を行うに当たっては、広く県民が豊かな自然環境の恩恵を享受し、その自然環境が将来の県民に継承されるように、森林、河川、海岸等における健全な生態系の保全及び良好な景観の形成に十分配慮すること。

（県の責務）

第４条　県は、前条各号に掲げる基本指針に基づき、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第５条　県民は、緑化、美化活動その他のふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する取組を積極的に行うように努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの事業活動が森林、河川、海岸等に影響を及ぼすことにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に積極的に取り組むように努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

（森林の所有者の責務）

第７条　森林の所有者は、森林の有する多面的機能（森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。以下同じ。）の持続的な発揮がふるさとの森と川と海の保全及び創造に寄与することにかんがみ、森林の整備に積極的に取り組むように努めるものとする。

（基本計画）

第８条　知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

二　前号に掲げるもののほか、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３ 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、事業者及び森林の所有者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
４ 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５ 前２項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（配慮指針）
第９条 知事は、県が森林、河川、海岸等について実施し、又は助成する事業に関し、健全な生態系の保全及び良好な景観の形成への配慮が適切に行われるように、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する配慮の指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。
２ 配慮指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 対象となる事業
二 対象となる事業の種類ごとに適用する配慮すべき事項
三 前２号に掲げるもののほか、健全な生態系の保全及び良好な景観の形成のために必要な事項
（森林の整備に関する施策）
第１０条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林について、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。
一 気象条件、土壌条件その他の地域の特性に応じた樹種からなる森林の造成
二 動植物の生息地及び生育地の確保を図るための混交林（針葉樹と広葉樹が混在して生育する森林をいう。以下同じ。）又は広葉樹林の造成
三 人と森林との触れ合い又は良好な景観の形成を図るための集落周辺における混交林の造成
四 森林病害虫の駆除等による森林の保全
五 その他森林の有する多面的機能の持続的な発揮
２ 知事は、民有林の整備が前項各号に掲げる事項を考慮して総合的かつ計画的に行われるように、森林法（昭和26 年法律第249 号）第5 条第1 項の地域森林計画をたて、又はこれを変更するものとする。
（河川等の整備に関する施策）
第１１条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川、海岸及び湖沼について、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。
一 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な環境の保全及び整備
二 人と水との触れ合い又は良好な景観の形成を図るための整備
三 その他河川、海岸及び湖沼の有する自然環境の保全、公衆の保健等の機能の持続的な発揮
（ため池等の整備における配慮）
第１２条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、ため池及び農業用用排水路の整備に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。
一 希少な動植物の生息地及び生育地の確保
二 集落周辺にあるため池及び農業用用排水路の整備にあたっては、人と水との触れ合い又は良好な景観の形成
（水と緑の月間）
第１３条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造についての県民の関心と理解を深めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、水と緑の月間を設ける。
２ 水と緑の月間は、毎年7 月とする。
（理解を深めるための措置）
第１４条 県は、県民、事業者及び森林の所有者のふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
（自発的な活動を促進するための措置）
第１５条 県は、県民、事業者、森林の所有者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う緑化活動、美化活動その他のふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、専門的な知識を有する者の育成、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
（調査研究等）
第１６条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。
（市町村に対する協力）
第１７条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。
（国への要請等）
第１８条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。
附則
この条例は、平成15 年4 月1 日から施行する。